

令和4年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組状況について

資料1

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく令和3年度の取組について

資料2

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の検証について

参考資料

「意外と知らない公共施設の柔軟な使い方ガイド」

市 民 文 化 局

(令和4年5月27日)

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく令和3年度の取組について (1/3)

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組について、新型コロナウイルスの影響による社会変容を受けながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組との連携により、工夫しながら、つながりやコミュニティの機会を継続していくことに重点を置き、次のとおり推進した。

1 「まちのひろば」の創出支援

(1) 動画広報の内容充実 (令和3(2021)年7月～)

「川崎市コミュニティチャンネル (YouTube)」を大幅にリニューアル、『わかりやすさ! 楽しさ! 手作りの温かさ!』をコンセプトに運用を開始した (8 か月間で作成した動画 50 本、総再生回数 1 万回超)。

【公開した動画の主な内訳】

- ① 素敵なまちのひろば紹介 (WA プロジェクトと連動し、団体の取組内容や参加者へのインタビューを実施)
- ② コミュニティ施策用語解説 (基本的考え方、希望のシナリオ、SDC などを解説)
- ③ ワカモノ未来プロジェクト (参加高校生の活動や大臣表彰の模様、イベント告知など紹介)
- ④ コミュニティに関連する取組 (町内会や防災、地ケアなど関連する取組を幅広く紹介)
- ⑤ イベント/講演のライブ配信及びアーカイブ



(2) SNS を活用した取組の推進 (令和3(2021)年10月開始、現在フォロワー250件超)

若い世代が気軽に「まちのひろば」等に触れることを目的に Instagram を新たに開設し、Twitter や Youtube、下記のイベントとも連動した広報を開始。写真を共有することで新たな「まちのひろば」やつながりの発見を促した第1回目のフォトコンテストには 148 件もの応募をいただき、その後も第2回目、第3回目と定期的に実施。

(3) 「まちのひろばフェス」の開催

より多くの市民に身近なつながりの大切さを感じてもらうため、令和3年度は「子育て」をテーマに、小杉子ども文化センターのイベントとも連携し、来場とオンラインを併用したハイブリッド型のフェスを開催した。

【日時】令和3(2021)年11月27日(土) 13:00~15:00

【場所】総合自治会館、小杉子ども文化センター、オンライン配信

- 【内容】① 事例紹介/にこにこあおむし人形劇団・川崎パパ塾 多摩区おはなしボランティアさくら・リリーベビー
- ② トークセッション/まちのおと、多摩 SDC
- ③ まちのひろばフォトコンテスト 2021 の会場投票及び結果発表

【来場】来場者 62 名、ZOOM 参加 2 名、YouTube 視聴回数 560 回



(4) 対面による取組

- ① 「まちのひろば」づくり相談窓口の継続実施 (13 件)
 - ・ 子ども食堂関連調整、自らのスキルを活かした子どもの学び舎など居場所創出支援等
- ② 出前講座、イベントブース出展 (10 件)

(5) 「まちのひろば WA プロジェクト」の推進

つなぐっど KAWASAKI への掲載に加え、参加団体を動画で広報するなど、より団体のニーズに即した広報を実施した結果、令和3年度は新たに 17 団体から宣言シートを提出いただいた (計 53 件)。

(6) 「まちのひろば」に関する市民の自主的な活動

団体による学習会・シンポジウム等の開催や「まちのひろば」づくり相談窓口を通じた地域の居場所づくり、活動冊子に「まちのひろば」のロゴマークを掲載する等、「まちのひろば」の推進が図られた。

2 「まちのひろば」創出職員プロジェクト

(1) 取組概要

「まちのひろば」の見える化と気運醸成を図るとともに、若手職員の地域参加への意識改革や、コーディネートスキルの向上等、人材育成を目的に、令和3年度は「公共施設の地域化」等をテーマに活動を実施した。



(2) 取組結果

① ふれあいプラザかわさきのロビーを活用した多世代交流事業

老人福祉センターやこども文化センター等の複数機能を備えた同施設の利用者同士の交流を促進することを目的に、1階ロビーを活用し、駄菓子屋やバザー等のイベントを実施した。

② 高齢者を対象としたオンライン交流会

コロナ禍において、社会的孤立を感じる割合が比較的多い高齢者を主な対象に ZOOM 操作支援を行い、同時期その後のオンラインでの交流に繋げていけるようサポートすることで、社会的孤立を減少させるためのしくみ作りをチャレンジした。

③ 多摩川スカイブリッジフォトコンテスト&フォト交流会

開通直前イベントの一つとして、フォトコンテストとフォト交流会を実施。新たな交流の場の創出とともに、同橋の魅力発信を行った。



3 「公共施設の地域化」の推進

(1) 公共施設の使い方ガイドの作成《参考資料》

身近な公共施設を今まで以上に利活用し、地域が主体となった「まちのひろば」の創出を図るため、身近な「公共施設の使い方」をひとまとめにした冊子(公共施設の柔軟な使い方ガイド)を作成し、各公共施設等へ配布した。

(2) 市政だよりでの事例の発信

道路や公園、庁舎の具体的なかつ意外な利用方法を毎号好事例として発信することで、市民の意識の変化を図った。

- 【主な掲載事例】 ● 市道小杉 2 1 号線での歩行者天国 (中原区役所)
- 王禅寺四ツ田緑地の一般開放 (建設緑政局)
- 生田出張所のリニューアル (多摩区役所) 等

(3) 公共施設の地域化に向けた各局区の取組

- ① 屋外施設については、社会実験的なイベント等を通じて、新たな「公共施設の使い方」を探る事例が見られた。
 - ・ 橘公園における飲食/物販サービスの提供や、地域交流イベント等の社会実験
 - ・ JR 川崎駅東口駅前広場におけるイベントの恒常化に向けた検証
 - ・ 宮前区の公園における利活用に関するガイドラインの作成 等
- ② 屋内施設については、コロナ禍の影響で市民利用に制限はあったものの、代替施設の紹介や庁舎の一部有効活用など、一定の取組の推進があった。
 - ・ 学校の図書室を活用した図書館事業の実施
 - ・ 中原区庁舎内の芝の広場としての開放
 - ・ 幸区市民活動コーナーの運用を見直し、イベントの実施 等



市政だよりによる広報

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく令和3年度の取組について（2/3）

「ソーシャルデザインセンター」の創出・運営支援に向けた取組

※「ソーシャルデザインセンター」は「SDC」と表記

地域レベルの活動を下支えしつつ、多様な主体の連携により、市民創発によって多様化する地域課題に対応する基盤「ソーシャルデザインセンター」の創出・運営支援に向け、次のとおり推進した。

【麻生区】

- 令和元年度に「あさお希望のシナリオプロジェクト」を立ち上げ、75名の区民が参加。「みんながつながる みんなが輝く I♥ASAO」をキャッチフレーズに始動。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、検討と休止を繰り返しながら進め、令和3年5月からステップ2としてSDCに必要な機能の具体化に向けたプロジェクト案の検討を始める。
- 再び8月から10月まで活動休止したが、11月から再開し、令和4年1月に**検討したプロジェクト案の発表会**を実施。
- 令和4年度からプロジェクト(SDCカー（走るSDC）、まちのひろばフェス等）を実施するために任意団体を立ち上げ、プロジェクトの実施、検証を行い、麻生区らしいSDC機能や形態の検討を進めていく。



【検討会】

【多摩区】《令和2年3月に開設》

- 令和2年3月に、区民主体の運営による「多摩区ソーシャルデザインセンター」が多摩区総合庁舎1階に開設し、**地域活動に関する相談受付・支援等**を実施。
- 令和3年度の新たな取組として、地域の支援・活性化を目的とした「**登戸・たまがわマルシェ**」の開催や「まちのひろば」創出等に向けた**日本民家園での古民家カフェの運営**、区の取組と連携した生田出張所新庁舎オープニングイベント「地域づくり講演会」や、高齢者を対象としたスマホ・Zoom利用講座の開催協力、区制50周年記念公募事業に係る地域団体への支援等を実施。
- また、地域との一層の関係構築・連携に向けた**町内会・自治会等の訪問・ヒアリング**の準備を進めた。
- 引き続き、**運営組織が主体的にSDCの運営を行い、取組の拡充や運営組織体制の強化、自主財源の確保**を図っていく。



【多摩区ソーシャルデザインセンター】

【中原区】

- 令和3年5月に「**中原区SDC創出に向けたデッサン**」を作成。
- 7月に**区民説明会**を行い、その後、月1回程度の**意見交換会**を12月までに計5回（延べ参加者数94人）開催した。
- 意見交換会においては中原区らしいSDCの検討に資するために、まずはSDCの目的である地域活動を生み出す検討を行い、なかにはメディアネットワークを活用した情報発信、Facebookの立ち上げなどが実践された。また意見交換の場としてSlackを活用したオンラインの場を提供した。
- 同時に「こすぎの大学」が主催する中原区SDC検討ワークショップ（計2回）が開催され、区民主体の検討が進んでいる。
- 1月からはSDCの機能実践のため**地域メディアと連携した情報発信やFacebookによる情報交換の場などをモデル的に実施しながら、SDC創出に向けた検討**を進めている。



【意見交換会】

【幸区】《令和3年1月に開設》

- 運営団体を公募し、令和2年6月に株式会社イータウンと協定を締結。令和3年1月に**新川崎タウンカフェ内**に、**さいわいソーシャルデザインセンター「まちのおと」**が開設。
- 令和3年度の新たな取組として、地域の活動団体同士で意見交換を行う**応援フォーラム**、区民と希望のシナリオを描く**意見交換会**、地域の団体活動の運営支援を行う**支援協働事業**、**オープンカフェデー**の開設、**ロゴマーク**の作成などを実施した。
- 今後は**地域への浸透をより一層図るとともに、徐々に活動範囲を広げながら、多様な主体の連携による取組や地域活動の運営等**を支援していく。



【応援フォーラム】

【宮前区】

- 令和元年度に「**みやまえ取り組み隊**」が**ラウンドテーブル**が始動し、実際に現場で活動の様子を見たり、話を聞いたりする「**現地ツアー**」を実施（区民・職員等延べ100名以上参加）
- 新型コロナウイルス感染症の影響で一時中断していたが、令和3年11月に再始動し、宮前区内で主体的に活動する既存の活動や人をつなぎ、さらに豊かにしていく「**しくみ**」や「**しかけ**」が宮前区らしいしくみであるという仮説に基づき、多様な主体が協働・連携するプラットフォームとなる場として、「**ラウンドテーブル**」を**試行実施しながら、SDCの創出に向けた検討**を進めている。



【高津区】

- SDCの機能が生じるきっかけの創出等を目的に、「**まちづくりカフェたかつ**」をこれまでに対面・オンラインにより、計10回開催。参加者と地域のキーパーソン等をつなげるなど、新たな地域活動の創出や「**まちのひろば**」の立ち上げへの支援を行うとともに、参加者による交流と情報交換の促進のために立ち上げたFacebookグループを活用し、**情報提供・交換の「場」として運用**した。
- また**多様な主体による共創プラットフォーム（区のSDCモデル）の試行**として、令和3年度は脱炭素やダンスをテーマとした「**デザインラボ**」を2回開催し、多様な主体による意見交換を実施。
- 加えてデザインラボのスキームを活用し、**多様な主体の連携により脱炭素アクションに関するプロジェクト創出を目指す「脱炭素アクション創出部会」**を立ち上げ、具体的な取組を推進。



【まちカフェたかつ】

【川崎区】

- 令和2年度から川崎区SDCモデル創出に向けた実証プロジェクトを実施、令和3年度は、**NPO法人姿勢教育の孝心会及び一般社団法人グローバル文化協働支援センターによる連携体制**として展開。
- Facebookや関係団体のHPを活用した広報を開始し、取組の趣旨に賛同する協力者等や企画を募集し、地域住民との公園の美化活動と合わせた親子向け紙芝居・公園美化イベント（4月18日）や、川崎駅広域商店街連合会によるハロウィンイベント（10月30日）の企画・実施に向けた支援を行った。
- また川崎区SDCモデル創出に向けた実証プロジェクト実施団体と区の提案事業実施団体との**座談会（2回）**、**庁内検討**等の結果を踏まえて、川崎区SDCモデル事業の方向性を決定し、**令和4年度の実施事業者の公募**を実施した結果、**3団体が運営団体として選定**された。



【座談会の様子】

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく令和3年度取組について (3/3)

町内会・自治会への加入促進・活性化に向けた取組

1 町内会・自治会への加入促進に向けた取組

- (1) 地域情報誌を活用した町内会・自治会の継続的な魅力発信
 - タウンニュース各区版への掲載 (年3回)
 - こどもタウンニュースへの掲載 (年1回)
- (2) 若者向け啓発絵本「こども町会長」によるアプローチ
 - 企業への呼びかけ ●教育現場での学習教材としての活用
 - 若者が集まるイベントや防災イベント等での配布
 - 集団接種会場の待合スペースへの配架 等
- (3) 川崎フロンターレと連携した加入啓発チラシのリニューアル



2 町内会・自治会の活性化に向けた取組

(1) 町内会・自治会活動応援補助金の創設

- 町内会・自治会の公益的な事業活動を対象とした補助制度によって、町内会・自治会活動の維持・拡大を支援することを目的に、令和3年7月から運用を開始した。
- 令和3年度は、約350団体(約54%)の申請があり、防犯パトロールや交通安全運動など「安全・安心まちづくりの推進に係る活動」や、スポーツ大会、こども食堂の活動への協力など「地域住民の参加と交流を促進する活動」、敬老祝賀会や認知症予防研修会など「社会福祉活動」などへの補助を実施している。



町内会・自治会向け制度説明会の様子

(2) 電子化媒体活用促進業務の実施

- 本市独自の支援策だけでなく、県のコミュニティ再生・活用化モデル事業等も活用し、応募いただいた団体全てに、スマホ教室(13団体)、LINE講座(9団体)などデジタルツールの活用支援策を実施した。



町内会館でのLINE講座



LINEの使い方を熱心に聞き入る

(3) プロボノの活用

- 社会的・公共的な目的のために、仕事で培った経験やスキルを活かすボランティア活動(プロボノ)を行う「プロボノワーカー」を募集・活用し、団体のホームページやフェイスブック等の作成と活動の見直しを支援した(1団体)。



プロボノワーカーから町内会への報告



各区における「地域デザイン会議」の取組

1 地域デザイン会議の位置付け

- 自治基本条例に基づき「参加と協働による地域課題の解決」を目的に、平成18年から「区民会議」を各区に設置した。
- 区民会議は、成果があった一方で制度運用における課題もあったことから、従前の区民会議条例を廃止するとともに、その制度のあり方について検討し、令和3年5月に「区における行政への参加の考え方」を策定した。
- 区民会議のリニューアルに向けて、各区役所の創意工夫によって、区民による対話の場「地域デザイン会議」の創出に取り組む(令和5年度まで試行期間)。

2 各区の取組状況

区	テーマ ※【 】は主な関連局	開催日
川崎区	食料支援を通じたつながりづくり【こども未来局】	3月23日
幸区	地域資源を活用したまちの賑わい【まちづくり局】	2月25日
中原区	市民参加型まちづくりの実現に向けて ～ITツールの活用も含めた住民間コミュニケーションの活性化～【総務企画局、市民文化局】	2月23日
高津区	区民の環境配慮型ライフスタイルへの行動変容の促進【環境局】	3月14日
宮前区	まちのひろば創出に向けた公共施設の地域化等に関する検討 【市民文化局、建設緑政局】	① 11月3日 ② 11月～12月 ③ 3月13日
多摩区	市民自治を一層進める地域人材によるまちづくりの推進に向けた取組【市民文化局】	5月22日
麻生区	新百合ヶ丘駅周辺の公園等を有効活用した協働のまちづくり 【建設緑政局・まちづくり局】	3月27日

同日開催する文教委員会内にて別途報告いたします。

地域包括ケアシステム構築に向けた連携

1 各種会議を通じた連携強化

- (1) 地域包括ケアシステム推進本部会議(局長級)
 - 各区における地ケアとコミュニティ施策との連携について報告
- (2) 区役所地域みまもり支援センターとの調整
 - 地域みまもり支援センター企画調整係長会議、地区支援係長会議での情報交換
- (3) 地域包括ケア推進室との情報交換会議の開催
 - 第1回(各区における連携状況の確認、関連施策の確認等)
 - 第2回(市民広報に向けた調整、地区カルテの状況確認、イベントにおける協力、こども食堂に関する情報共有等)
 - 第3回(基本的考え方の検証に関する方向性の確認、子どもの居場所に関する情報共有、今後の連携強化等)



公園体操を高津区とのコラボで取材



参加者へのインタビューも実施

2 上記会議を踏まえた具体的な連携事例の創出

- 各区で取り組んでいる体操等(川崎区、高津区)を取材し、YouTube動画として公開することで、つながりの重要性を広く市民に周知した。
- 川崎ワカモノ未来プロジェクトを、幸区地域みまもり支援センターが取材、幸区こども総合支援ネットワーク会議情報誌で紹介することで、新たな参加者層の掘り起こしを行った。
- 関連イベントの情報を共有し、つながり KAWASAKI や地域包括ケアシステムポータルサイト等で相互に広報した。

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の検証について

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、これまで推進してきた具体的な取組についての検証を令和4年度に行う。

1 検証の概要

(1) 検証の範囲について

地域レベルの取組	「まちのひろば」、町内会・自治会、マンションコミュニティ等
区域レベルの取組	ソーシャルデザインセンター、区における行政への参加のあり方検討、まちづくり推進組織、区民活動支援コーナー、市民提案型事業等
市域レベルの取組	中間支援組織の連携強化と支援体制の構築、ソーシャルデザインセンターとの有機的連携、新たな役割の創出等
市民創発に呼応する行政のあり方に関する取組	行政スタイルや組織のあり方、職員の意識改革や人材育成等

(2) 検証の実施方法

「基本的考え方」に基づく各局区のこれまでの取組の進捗状況を基に、次の評価を実施する。

① 有識者会議による「基本的考え方」の全体的な評価

- ・上記の取組について、有識者から評価意見をいただく会議を3回実施する。
- ・多様な意見を聴取するため、「基本的考え方」の策定時に関わっていた方、関わっていない方、現場で実践活動されている方など、様々な分野から5名程度を選定する。

② ソーシャルデザインセンター（以下「SDC」）に関するプロセスの評価

- ・SDCは各区の独自性を踏まえた取組であり、また、市民主体のプラットフォームでもあることから、有識者会議による総合的な評価だけでは十分ではないため、SDC創出に向けたプロセスへの評価や被評価者への丁寧なアプローチ、評価を通じた被評価者への気づきの提供など新たな評価手法により、区ごとの取組への評価と今後の方向性を定めていく。

(3) 検証のとりまとめ

各局区の取組状況、有識者会議による各委員の評価意見、SDCに対する評価、評価を踏まえた今後の方向性をまとめ、「基本的考え方」の検証結果として報告書を作成する。

2 スケジュール

	5月	9月	12月	R5.3月	次年度
有識者会議					
SDC 評価					
報告等	◆文教委員会			◆推進本部会議	◆文教委員会

意外と
知らない

まちのひろば ひらきかた手帖 別冊

公共施設の柔軟な使い方ガイド



意外と知らない?!

身近で利用可能な公共施設

川崎市では、地域の方々が気軽に立ち寄ることが出来る居場所「まちのひろば」が地域に沢山開かれていくよう支援しています。

その一環として、地域の皆様に身近な公共施設を今まで以上に利活用していただくことで、「まちのひろば」が公共施設からも生み出されるよう取り組んでいます。

「地域に良い活動場所が見つからない」「使いたい施設が混んでいたのでは会議が出来なかった」「こんなイベントが出来るところはないの?」

そんな地域の皆様の声にお答えするべく、「へ〜! こんな使い方ができるの?」「え? この場所でこんな使い方していいんだ!」といった、身近な公共施設の現時点での柔軟な使い方をひとまとめにしたガイドブックを作成しましたので、ぜひ地域活動などにご活用ください。



シセツくん

こども文化センターのつかいかた

こども文化センターでは、多世代交流を目指し、様々な交流事業を行っているほか、こどもや関係団体が利用していない時間帯には、地域の活動団体が会議室等を利用したり、印刷機などの資機材を利用することもできます。

こども達との交流イベントの実施や、会議室の利用などをご希望される場合には、各センターまでご相談ください。

いこいの家のつかいかた

いこいの家では、地域の活動団体の方向けに夜間・休日等施設開放事業を行っており、10名以上の市民活動団体で市または施設開放委員会が認める団体であれば、大広間や会議室などが利用できます。

利用にあたっては、健康福祉局高齢者在宅サービス課までお問い合わせください。

いこいの家でこんなことが出来るかも！

○こども食堂 ○障害者レクリエーション ○健康教室 etc.

各区市民活動コーナーのつかいかた

各区役所では、区内の市民活動支援のため、団体の打ち合わせや資料印刷の場などを提供していますので、利用をご希望される場合、まずは各区の地域振興課・支所・出張所までお問い合わせください。

なお、利用にあたっては、事前の利用者登録やコーナーの運営への参加が必要になります。

学校のつかいかた

生涯学習を振興するため、学校教育に支障のない範囲で校庭、体育館、特別教室を開放する「学校施設有効活用事業」を行っています。利用には事前登録等が必要ですので、教育委員会 HP で登録条件や利用できる時間帯・施設等を確認の上、各学校施設開放運営委員会にご相談ください。

学校でこんなことが出来るかも！

○スポーツ・文化活動 ○レクリエーション ○地域活動 etc.

道路(市管理のもの)のつかいかた

道路上で物などを設置したイベント等を実施する場合は、川崎市の許可※を得る必要がありますので、各区役所の道路公園センター(利用調整係)までご相談ください。また、道路の使用は、併せて管轄の警察署の許可を得る必要があります。※道路占用許可を受ける際には国、地方公共団体の後援等が必要となります。

道路を使ったイベントでこんなことが出来るかも!

○歩行者天国 ○キッチンカー ○ステージの設置 etc.

河川(市管理のもの)のつかいかた

川崎市が管理する河川は原則自由に利用できますが、河川の役割を阻害する行為や物などの設置については事前に許可を必要とする場合がありますので、建設緑政局河川課まで相談ください。

河川でこんなことが出来るかも!

○川辺での演奏会 ○川遊び体験 ○お祭り etc.

公園のつかいかた

公園でイベント等を実施したい場合には、川崎市の許可及び地元との調整を行う必要があるため、利用にあたっては各区役所の道路公園センターまでご相談ください。

公園や緑地でこんなことが出来るかも！

○フリーマーケット ○キッチンカー（イベント時） ○グランピング
などのアウトドア体験 ○公園のルールをみんなで考える etc.

川崎市はパークマネジメント推進方針を策定し、地域の皆様に、より公園を柔軟に使っていただけるよう取り組んでいます。



施設利用にあたっての連絡先一覧

各施設の利用にあたり、相談が必要となる施設の連絡先一覧を市 HP に掲載しています。右の QR コードから読み取るか、市 HP から「地域化」で検索してください。

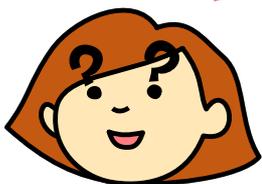


公共施設のつかいかた Q&A



**Q1 みんなで楽しくお菓子や飲み物を囲んだイベント
が出来る公共施設はありますか？**

**A1 例えば、いこいの家(夜間施設開放事業)で
飲食するのは原則可能ですよ。また、こども文化
センターでも飲食出来るところは多いです。
市民館の料理室なら、みんなで一緒につくるところ
から楽しめるよ。**



**Q2 公共施設を使ったイベントで、参加費の徴収
や物品販売をしたいと思っておりますが、地域貢
献のための活動でも認められないの？**

**A2 川崎市では、地域の方が使いやすい公共施設
を目指していますので、販売や参加費の徴収
などを伴う市民活動についても、各所管課への
事前相談によって可能となる場合があります。**





Q3 川崎市の後援には、どんなメリットがあるの？

A3 道路や公園等を使用したイベントを行う場合、市の後援があれば使用がスムーズになりますので公共目的に合ったイベントを行う際には、実施目的に応じた所管課などにご相談ください。



Q4 公共施設だけでなく、身近な地域課題や活動をまとめたものはないの？

A4 川崎市では、身近な地域の特徴や地域活動の状況をまとめた「地区カルテ」を作成しました。詳しくは「川崎市 地区カルテ」で検索ください。



活動を行うにあたって困ったときは…。

施設に利用方法や相談すべき部署など、わからないことがあれば下記までご相談ください。

協働・連携推進課 電話 044(200)0387

メール 25kyodo@city.kawasaki.jp